

## トリクロロエチレンに係る環境基準の改定について

### 1 経緯

有害大気汚染物質については、これまでに、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンに係る環境基準が設定されています。

トリクロロエチレンの環境基準は、平成9年に年平均値  $0.2\text{mg}/\text{m}^3$  以下として設定されました。その後、平成26年に国際がん研究機関（IARC）がトリクロロエチレンの発がん分類をグループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）から1（ヒトに対して発がん性がある）に見直したことを踏まえ、平成29年12月から、中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会において審議がなされ、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次報告）（トリクロロエチレンに係る健康リスク評価について）」が取りまとめられました。

これを元に平成30年9月7日に開催された大気・騒音振動部会（第13回）において、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次答申）」が取りまとめられ、9月20日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

環境省は答申を受け、大気中のトリクロロエチレンの環境基準を年平均値  $0.13\text{mg}/\text{m}^3$  以下とすることとし、環境基準の設定に関する告示の改正手続きを進めております。

（出典：中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次答申）」及び意見募集（パブリックコメント）の結果について<sup>1)</sup>）

## 2 愛知県内のトリクロロエチレン濃度の状況

愛知県が測定を実施している地点別（4 地点）に、トリクロロエチレン濃度の年平均値の経年変化を示します。（図1）

トリクロロエチレン濃度の年平均値は、現在の環境基準である  $0.2\text{mg}/\text{m}^3$  よりも十分に低いことから、環境基準が  $0.13\text{ mg}/\text{m}^3$  とされた場合でも、十分に基準を満たしています。

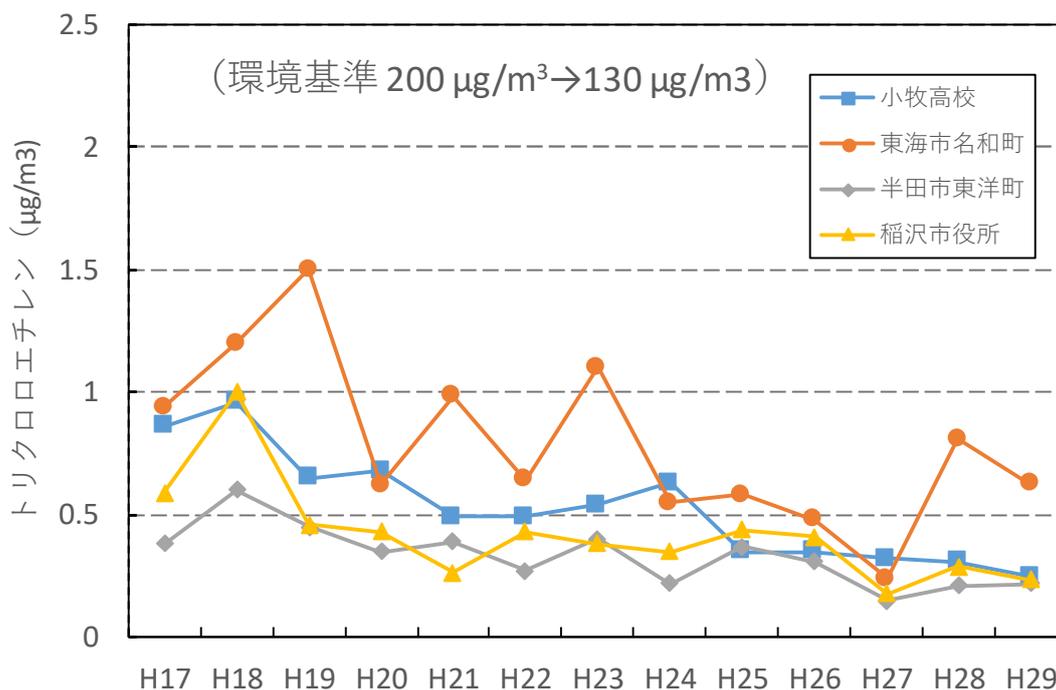


図1 トリクロロエチレン年平均値の経年変化：県実施分（平成17年度～29年度）

また、毎月の測定結果についても、年平均値として設定されている濃度よりも十分に低い状況です。（図2）

なお、トリクロロエチレンをはじめ、有害大気汚染物質として環境基準が設定されている4物質について、毎月濃度を測定しています。

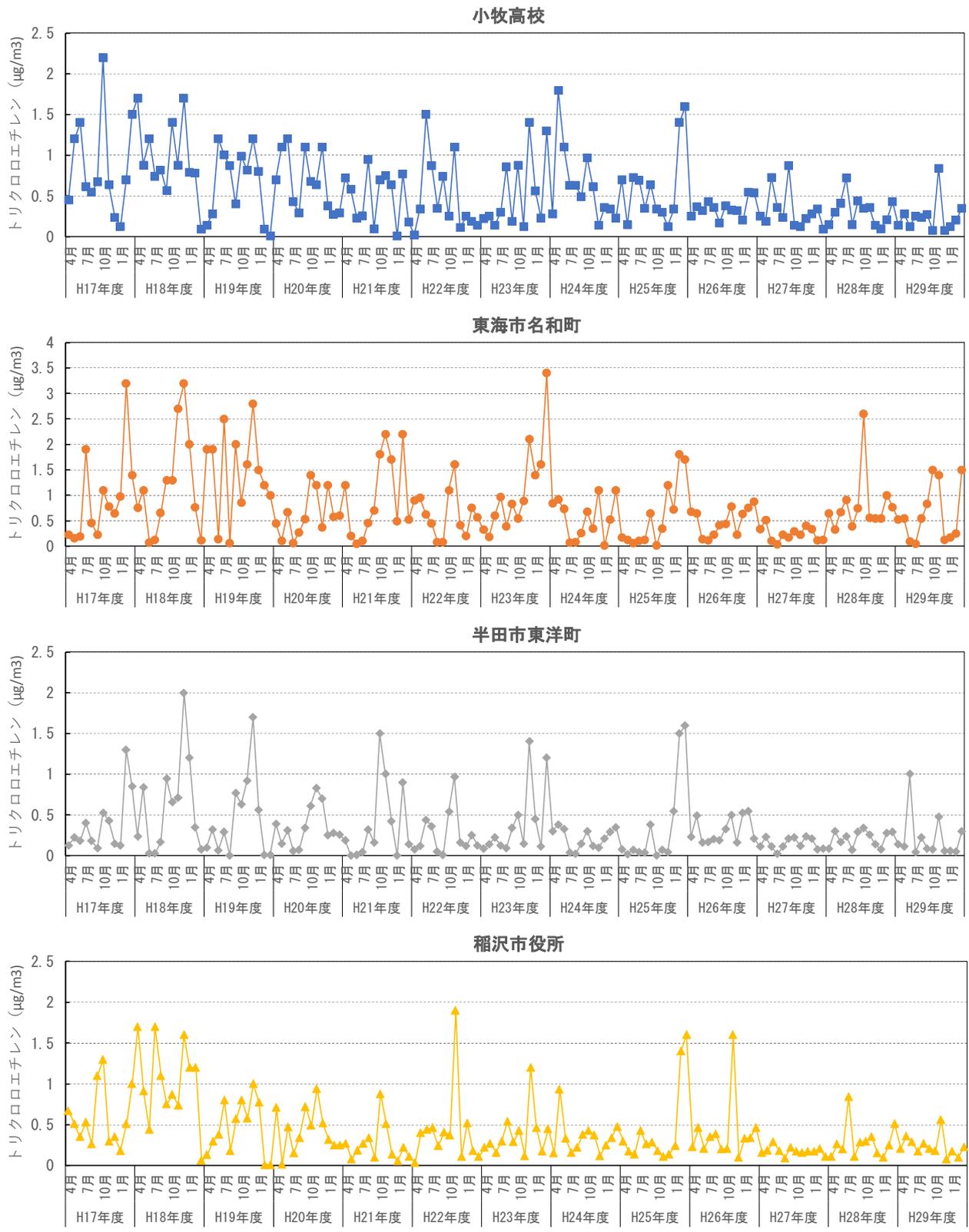


図2 トリクロロエチレンの経月変化：県実施分（平成17年度～29年度）

### 3 参考資料

- 1) 環境省：中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次答申）」及び意見募集（パブリックコメント）の結果について,  
<http://www.env.go.jp/press/105981.html> (2018. 10. 30 アクセス)